〇相模原市環境保全に関する条例
昭和47年9月27日
条例第27号

（目的）
第1条　この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか必要な事項を定めることにより、市、事業者および市民の公害防止に関する責務を明らかにし、もつて市民の健康で快適な生活が営める環境を保全することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気の汚染、悪臭、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下および土壌の汚染によつて人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。
（市の責務）
第3条　市は、あらゆる施策を通じて公害の防止に努め良好な生活環境の保全をはかり、市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。
（市長の責務）
第4条　市長は、常に生活環境の状況を的確には握し、適切な措置を講ずるため、必要な測定、調査、研究等を行なわなければならない。
第5条　市長は、前条の規定による測定または調査の結果、明らかとなつた生活環境の状況を公表しなければならない。
第6条　市長は、法令の規定により改善命令等を受けた者が、当該改善命令等に違反して公害を発生させていると認めるときは、その旨を公表しなければならない。
第7条　市長は、法令の定めるところにより、公害の発生者に対し、必要な規制措置を講ずるものとし、法令の定めのないものについても、公害を防止するための指導を行なわなければならない。
（事業者の責務）
第8条　事業者は、自らの責任と負担において事業活動による公害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
2　事業者は、市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
第9条　事業者は、公害の発生を防止するため、法令に定める規制基準を遵守しなければならない。
2　事業者は、法令に違反していないことを理由に公害の防止措置を怠つてはならない。
3　事業者は、法令において規制基準の定めのないものについても人の健康または生活環境に障害をおよぼすことのないよう公害の防止に努めなければならない。
（工場等設置上の措置）
第10条　工場または事業場を設置（増築および改築を含む。以下同じ。）しようとする者は、公害を防止するために必要な措置を講じ、周囲の生活環境をそこなうことのないように努めなければならない。
2　市長は、工場または事業場が設置されることにより周囲の生活環境がそこなわれるおそれがあると認めるときは、工場または事業場を設置しようとする者に対し公害の防止について、必要な措置を講じさせなければならない。
（市民の責務）
第11条　市民は、常に良好な生活環境が保全されるよう自ら努めなければならない。
2　市民は、公害の発生源、発生状況等に対し意をはらうとともに市長が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
（苦情の処理）
第12条　市長は、公害に係る苦情について相談に応じ、その実情を調査し、およびその適切な処理に努めるものとする。
（土地所有者等の責務）
第13条　市内に土地または建物（工作物を含む。以下同じ。）を所有する者等は、その所有または管理に属する土地または建物について適正な管理を行ない生活環境の保全に努めなければならない。
（自動車所有者等の責務）
第14条　自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を所有する者または販売もしくは整備を業とする者は、自動車等から発生する騒音および排出ガスを低減させるよう努めなければならない。
（企業への助成）
第15条　市長は、中小企業者に対して公害防止のための整備等に要する費用について、必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。
（公害防止協定の締結）
第16条　市長は、公害対策上必要と認める事業者との間に公害の防止に関する協定を締結するものとする。
（委任）
第17条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附則
この条例は、昭和47年10月1日から施行する。